

# 学校いじめ防止基本方針

大阪府立淀川清流高等学校  
令和2年7月9日改訂

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「人権教育・国際理解教育の取組みを通じて、不和や対立を乗り越える豊かな人間関係をつくる力を育成する。」を教育目標とし、人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもと、ここに「学校いじめ防止基本方針」を定める。

本校には、多様な生活背景や学習面を含む様々な課題を抱えた生徒が多数在籍している。また、学習に対する苦手意識から、高校の学習にストレスを感じている生徒も多い。こうしたことから、生徒が学習や人間関係において、過度なストレスを感じ、いじめ等の不適切な行動を起こすことがある。

よって、生徒がいじめのない安心安全な学校生活を送り、豊かな人間関係づくりが促進されるよう、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止に関する組織や行動計画等、その具体的な対応について定める。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセラー等の活用により、より実効的ないじめの問題の解決を図る。

#### (1) 名称

「いじめ防止委員会」

- ※ 常任委員会は週に 1 回開催  
委員会は年度当初と学期に 1 回開催

#### (2) 構成員

校長

※教頭 ※首席 ※生徒指導主事 ※各学年主任 ※養護教諭 ※教育相談主担  
※人権教育推進委員長 教務主任 保健主事 進路指導主事 エンパワメントタイム委員長

※は常任委員

#### (3) 役割

ア 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

#### 4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

淀川清流高等学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 高校生活支援カードによって把握された生徒状況の集約 宿泊研修（仲間づくり・コミュニケーション能力の育成）	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知  人権学習1（いじめを考える）	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知  人権学習1（いじめをなくすために）	第1回いじめ防止委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有）  「学校いじめ防止基本方針」のHP更新
5月	人権学習映画鑑賞 人権学習1（アンガーマネジメント） 人権学習2（マインドフルネス） 人権学習3（レジリエンス）	進路体験（職場体験）		公園掃除（生徒会主催）
6月	保護者懇談週間（学習支援・家庭での様子の把握）	保護者懇談週間（学習支援・家庭での様子の把握）	保護者懇談週間（学習支援・家庭での様子の把握） 人権学習2（ITと人権）	PTA授業参観（春） PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 中高連絡会（春）
7月	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 保護者懇談 ※対象者のみ（学習・生活等の支援）	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 保護者懇談 ※対象者のみ（学習・生活等の支援）	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 保護者懇談 ※対象者のみ（学習・生活等の支援） 人権学習3（就職差別をなくすために）	アンケート回収  第2回いじめ防止委員会（進捗確認）
8月				
9月	HR 個人面談 体育祭 人権学習4（人権講演会）	HR 個人面談 体育祭	HR 個人面談 体育祭	教員による公開授業（わかる授業づくりの推進）
10月	人権学習5（アサーション） 校外学習（遠足）（クラス・仲間づくり） 保護者懇談週間（学習支援・家庭での様子の把握）	人権学習2（ITと人権） 人権学習3（国際交流） 校外学習（遠足）（クラス・仲間づくり） 保護者懇談週間（学習支援・家庭での様子の把握）	人権学習4（社会の扉1） 人権学習5（社会の扉2） 校外学習（遠足）（クラス・仲間づくり） 保護者懇談週間（学習支援・家庭での様子の把握）	公園掃除（生徒会主催）（状況報告と取組みの検証） PTA 授業参観週間（秋）
11月	文化祭	国際交流体験 文化祭	人権学習6（社会の扉3） 文化祭	第3回いじめ防止委員会 中高連絡会（秋）
12月	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 保護者懇談 ※対象者のみ（学習・生活等の支援）	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 保護者懇談 ※対象者のみ（学習・生活等の支援）	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート回収 いじめ状況調査
1月 2月 3月	いじめアンケート実施	校外学習（修学旅行） いじめアンケート実施 人権学習4（私的ボーダライン）	いじめアンケート実施 人権学習7（社会の扉4）	第4回いじめ防止委員会（年間の取組みの検証）

## 5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、「いじめ防止委員会」を、常任委員会を週1回、全体委員会を年4回（年度当初と各学期）開催し、取組が計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

## 第2章 いじめ防止

### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、（道徳）、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

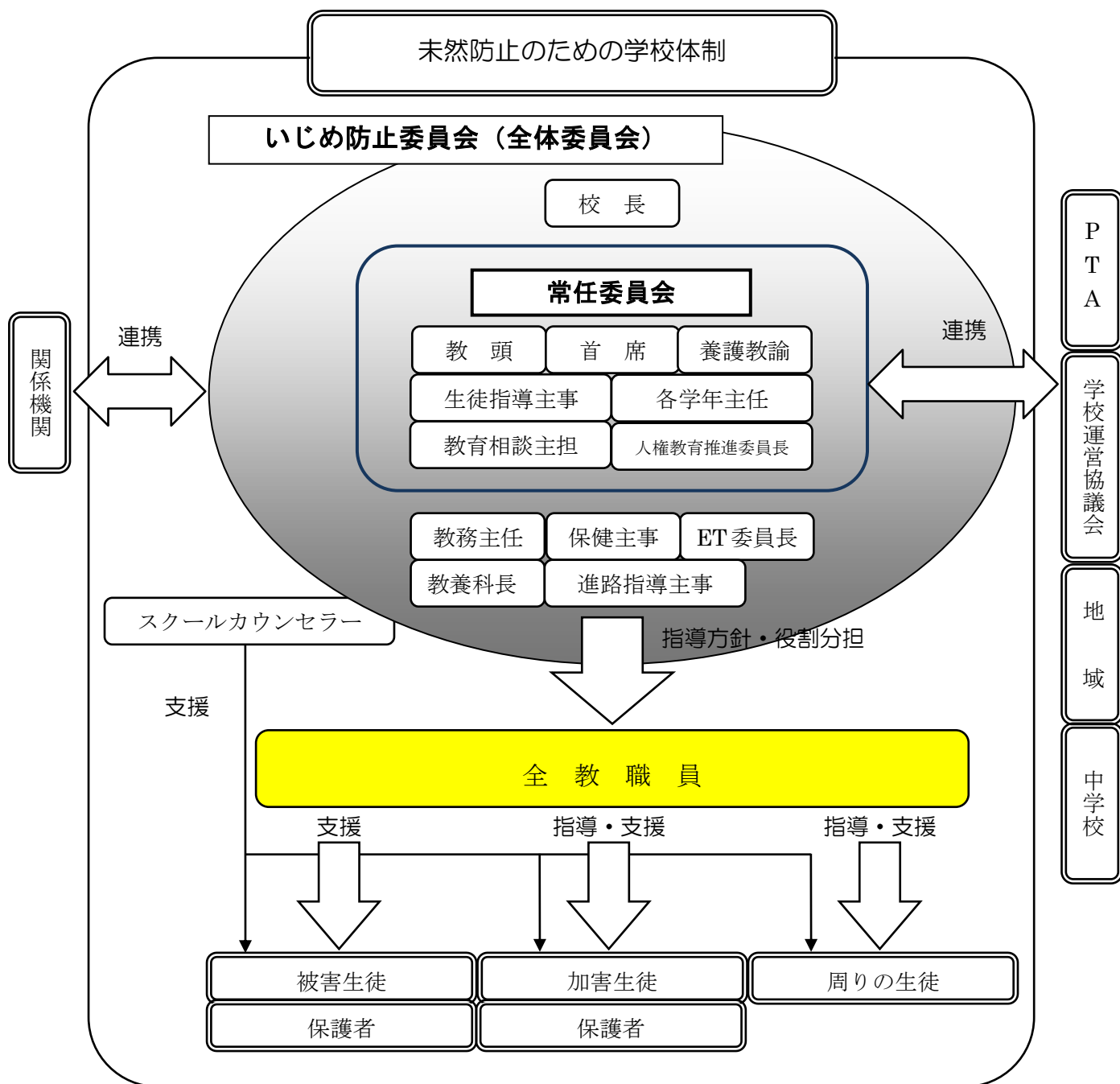
特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

本校では、生徒が安心安全に学校生活を送ることができるよう、学校設定教科「教養」における基礎学力充実および自己肯定感養成を図る授業、門番・廊下番体制、担任室制や、教育相談連絡会、学年連絡会等の報告相談連絡体制等、これまでも学習指導・生徒指導に関し優れたシステムを培ってきた。今年度の大阪府立淀川清流高等学校開校後も、それらのシステムを継承するとともに、モジュール授業による学び直しや自尊感情を高め、異なる意見も尊重しながら課題解決していくエンパワメントタイムなどエンパワメントスクールとしての取組みを発展させる。これらの取り組みを基盤に「いじめ防止委員会」の設置及び教職員が実践すべき事項等を定めた。

「いじめ防止委員会」は、いじめの防止に関する措置を実効的に行うため、当該事項の進捗状況を定期的に点検し、本校のいじめ防止体制が健全に機能しているかを総括する組織である。

いじめの未然防止のために全教職員が組織的に取り組む体制（未然防止のための学校体制）を次に示す。

## (いじめ防止体制)



## 2 いじめの防止のための措置

- (1) いじめについての共通理解を図るため、教職員に対して本校の「いじめ防止基本方針」について、年度当初に職員会議で周知する。また、定期的で開催する「いじめ防止委員会」(全体委員会・常任委員会)により、いじめの防止のための具体的な指導・支援等について、情報提供、役割分担、指導方針等の提示を行う。

生徒に対しては、「いじめ防止年間計画」に則り、ホームルームや総合的な学習の時間等にて、いじめについての理解を深めさせ「いじめは絶対に許されない」という雰囲気为学校全体で醸成する。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、生徒が「学ぶ喜び」「わかる喜び」を体験できる「わかる授業」への改善をいっそう進める。そこから「授業規律の確立」や「自他尊重の態度」、「コミュニケーション能力の向上」を図る取組みへと広げていく。これらについても「いじめ防止年間計画」に則り推進していく。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、「日々の学校生活の改善が未然防止につながる」という認識を持つことが必要である。具体的には、
- ・「わかる授業」作りを進め、すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。
  - ・生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、すべての生徒が安心安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。
  - ・ストレスに適切に対処できる力を育むために、自己に対する信頼感を育み、他者の尊重と感謝の気持ちを持つことによって、ストレスをコントロールできる力を養成する。
  - ・いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、「いじめられる側に問題がある」等の認識や行動を絶対に行わないこと、障がいをもつ生徒への理解を深める等の教職員の指導力の向上に努める。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、「自分自身が他者から認められていたり、他者から認められた」という体験をもたせる授業やホームルーム、総合的な学習の時間等を「いじめ防止年間計画」に則り実施する。また、日々の生活の中で積極的にコミュニケーションがとれる環境作りに努める。
- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、ホームルーム、総合的な学習の時間等に、いじめに関する学習教材を用意するとともに、生徒が自主的にいじめについて考え行動する取組みを支援する。

### 第3章 早期発見

#### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

特に、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう、日々の教室、廊下、トイレでの様子、授業中の態度、担任室での言動等について、注意深く観察するとともに、生徒の小さな変化について、担任、関係教員及び「いじめ防止委員会」等で積極的に情報交換を行い、情報を共有する。

## 2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、

- いじめに関するアンケートを7月、12月、2月に実施する。
- 定期的な教育相談としては、スクールカウンセラーの来校日の周知や、気軽に利用できる雰囲気を広める工夫を推進する。
- 日常の観察としては、授業、立番等において収集した授業時間内外の様子をいち早く、担任および「いじめ防止委員会」等に報告し、積極的に情報交換を行い、情報を共有する。

(2) 保護者と連携して生徒を見守るため、きめ細かい家庭連絡を行い、保護者が学校に話をしやすい雰囲気作りに努める。

(3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、アンケート、三者懇談、個人面談、スクールカウンセラー相談、教育相談室面談等の体制を整え、その周知に努める。

(4) 上記(1)(2)(3)に関しては「いじめ防止委員会」が中心となり、その相談体制について、組織的、計画的に広く周知するとともに、適切に機能しているか等、定期的に体制を点検する。

(5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、一面的な解釈で対処しないのは勿論のこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導を行うことに留意する。

## 第4章 いじめに対する考え方

### 1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。



## 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止委員会」と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。  
なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、「いじめ防止委員会」が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

## 4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導にあたっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚

させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

## 5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。体育祭や文化発表会、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## 6 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、「いじめ防止委員会」において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

- (3) 情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

## 7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

### (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)

### (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

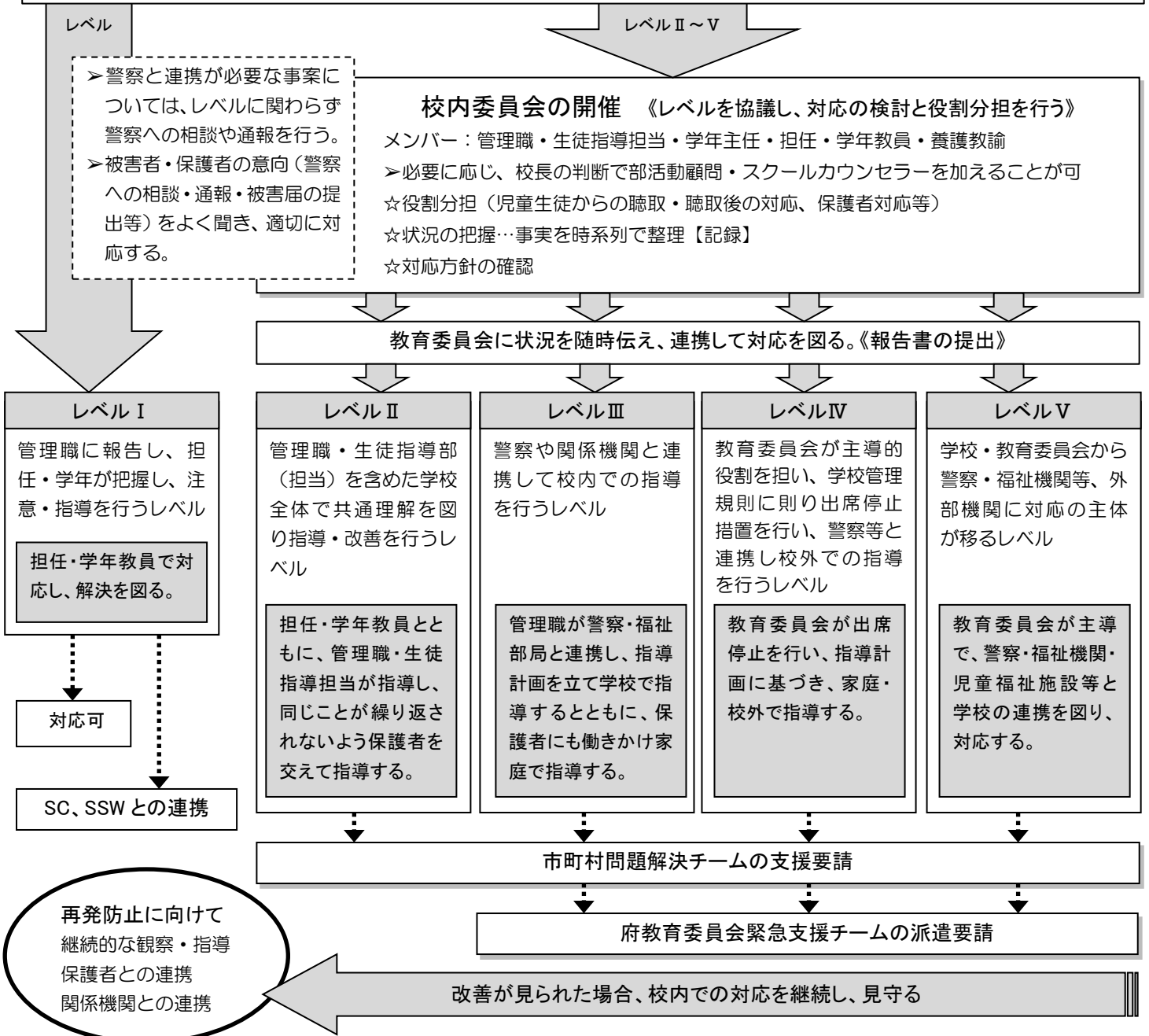
被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

(別添) 5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

大阪市教育委員会資料に基づき作成

ねらい

- 児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。
  - ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
  - ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
  - ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
  - ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。
- 問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留意事項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切に、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。